

平成20年(ラ)第1518号間接強制決定に対する執行抗告事件（原審・東京地方裁判所平成20年(ラ)第80135号）

決 定

東京都港区浜松町2丁目7番19号

抗 告 人

東京プリンシパル・セキュリティ
ーズ・ホールディング株式会社

同代表者代表取締役

齋 藤 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

相 手 方

東京都 [REDACTED]

相 手 方

同所

相 手 方

上記3名代理人弁護士

荒 井 哲 朗

同

白 井 晶 子

主 文

- 1 本件抗告をいずれも棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

1 抗告人は、抗告の趣旨として、「原決定を取り消す。」との裁判を求めるものであり、抗告の理由として、「抗告人は原決定が主文第1項で抗告人（原審債務者）に相手方ら（原審債権者ら）に対して報告することを命じた事項を原決定（平成20年9月12日付け）がなされる前の平成20年8月22日に相手方ら代理人に既に開示済みであったから、原決定（間接強制決定）は違法である。」旨を主張するものと善解できる。

2 しかしながら、抗告人が原決定前に相手方ら代理人に対して開示したと主張す

る事項(抗告状添付の入手可能情報一覧の(1)及び(2)記載の事項)の開示をもって、原決定が主文第1項で抗告人に相手方らに対して報告する義務を認めた全事項の報告がなされたと評価することはできないから、抗告人の主張する事実だけでは、抗告人に対し期限内に上記報告義務を履行しない場合の間接強制を命じた原決定を違法ということはできない。

その他、記録を精査しても、原決定に違法があるとは認められない。

3 よって、原決定は相当であり、本件抗告はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり決定する。

平成20年10月2日

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 原 田 敏 章

裁判官 氣 賀 澤 耕 一

裁判官 加 藤 謙 一

これは正本である。

平成20年10月2日

東京高等裁判所第8民事部

裁判所書記官 小原俊

